

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第20号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 大阪府と兵庫県との境界に係る道路管理協定（道路保全課）	1

告示

兵庫県告示第425号の5

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定により、兵庫県と大阪府との境界に係る道路の管理及び費用の負担について次のとおり協定したので、同法第19条第5項の規定により告示する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定書

道路管理者大阪府（以下「甲」という。）と道路管理者兵庫県（以下「乙」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定により、大阪府と兵庫県との境界に係る道路の管理及び費用負担について、次のとおり協定を締結する。

（協定道路及び管理者）

第1条 この協定の対象となる道路及び管理者は、次のとおりとし、管理区域は別図のとおりとする。

路線名	協定区域	延長	管理者	備考
一般国道 176号 (呉服橋)	起点 川西市小戸二丁目318番4	117.2m	甲	兵庫県に属する区域の道路の 延長 58.0m
	終点 池田市西本町2791番2			大阪府に属する区域の道路の 延長 59.2m

（管理者の権限）

第2条 甲は道路法第27条第4項の規定に基づき、乙の権限を代行する。ただし、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第5条の規定により協議して定める権限は、次に掲げるもの以外とする。

- (1) 道路法第24条、第32条から第41条までの規定による道路管理者の権限
- (2) 前号に規定する権限に係る道路法第71条から第73条までの規定による道路管理者の権限

2 前項に定める権限を行使するにあたり、甲乙で調整が必要となった場合、相互に協力するものとする。

（工事の施行）

第3条 この協定に係る道路の改築、修繕及び災害復旧等に関する工事は甲が施行し、甲は乙に事前に施行内容、方法及び時期等について協議する。

2 甲及び乙は、それぞれの管理する道路の管理を行うにあたり、相手方の管理する道路に立ち入って作業等を行う必要が生じた場合には、あらかじめ相手方に通知を行うものとし、相手方はそれぞれの管理に支障をきたす場合を除き、これを承諾するものとする。

3 甲及び乙は、災害を受けた場合等緊急を要するときは、前項に限らず、応急復旧工事その他必要な応急措置を行うことができる。この場合、応急対応後、すみやかにその旨を相手方に通知する。

（費用の負担）

第4条 この協定に係る道路の管理に要する費用は、甲が負担する。

2 前条第1項に定める工事に要する費用は、前項の規定にかかわらず甲乙折半して負担する。

（河川占用手続）

第5条 この協定に係る道路の河川占用手続は、第1条に定める管理区域により甲が行う。

（協定の効力）

第6条 この協定は、令和2年4月1日から効力を生ずるものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 道路管理者 大阪府

代表者 大阪府知事 吉 村 洋 文

乙 道路管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三